

アトツギ  え〜ど 後継ぎ
Aid

事業承継で借入金の経営者保証に お悩みの方へ

解決に向け**経営者保証コーディネーター**がサポートします!

保証人になることが
ネックで息子が
事業を引継いで
くれない

どこに相談して、
どう進めていいか
わからない

息子の嫁が
保証人を引継ぐ
ことに反対して
いる



相談は
無料です

▶ 経営者保証とは

会社が事業資金を借りる場合に、代表者個人が会社の連帯保証人となることです。

お問い合わせは、経営者保証コーディネーター（荒川・相原）までお気軽にご連絡ください。

宮城県事業承継ネットワーク事務局

TEL: 022-722-3895 FAX: 022-722-3854 E-mail: network@hikitsugi-miyagi.com

WEBサイト
はこちら▶



公益財団法人

みやぎ産業振興機構
Miyagi Organization For Industry Promotion

〒980-0802 仙台市青葉区二日町12番30
日本生命勾当台西ビル8階

つないでひろがる



▶ 経営者保証コーディネーターとは

経営者保証がネックとなっている中小企業の事業承継が円滑に進むよう、経営者保証解除に向けた支援を行う担当者です。令和2年4月より始まり、国により全国の事業承継ネットワーク事務局内に設置されました。

▶ 経営者保証コーディネーターの支援メニュー

- 1 事業承継に伴う経営者保証の相談に乗り、提供いただいた資料等から保証解除の可能性を確認し、今後の取組みをアドバイスします。
- 2 経営者保証に関するガイドラインに適合しているかをチェックシートで確認します。
- 3 確認の結果、適合していれば企業の希望により金融機関との目線合わせを行う際に同席する専門家を無料で派遣します。
- 4 適合しない場合でも改善を目指して公的な支援機関の紹介なども行います。

▶ 事業承継を支援する「経営者保証に関するガイドライン」特則の適用

経営者保証ガイドラインとは？

中小企業、経営者及び金融機関による対応についての中小企業団体、金融機関団体共通の自主的・自律的な準則です。次の3つの条件を満たすことでガイドライン適用の可能性があります。

- 1 法人と経営者の関係の明確な区分・分離
- 2 財務基盤の強化
- 3 財務状況の正確な把握、情報開示等による経営の透明性確保

以上の3つの条件を満たす中小企業が、会社経営を後継者に引継ぐ際に経営者保証不要で金融機関から融資を受けられる可能性があります。そして、既存の経営者保証を解除できる可能性があります。

▶ 経営者保証を不要とする新しい信用保証制度

令和2年に事業承継時に経営者保証を不要とする新たな信用保証制度が創設されました。経営者保証コーディネーターが必要要件を充足していると判断し、一定の財務要件を満たしている中小企業は、保証料が大幅に軽減されます。